

## 麻しん（はしか）患者の発生に伴う注意喚起について

川崎市内医療機関から麻しんの届出がありました。他の人に感染させる恐れがある期間に接触者が特定できない施設を利用していたことがわかりましたので、感染の拡大防止及び注意喚起を目的に広く情報提供するものです。

なお、現時点において、麻しん患者が利用した施設等を利用しても、感染の心配はありません。

### 発生例

【患者情報（市内在住）】（医療機関受診日：4月14日 届出日：4月24日）

性別	年齢	症状	海外渡航歴	ワクチン接種歴	発症日	結果判明日*	病型
女性	30代	発熱、発疹、咳	なし	なし	4月10日	4月25日	麻しん

※市健康安全研究所の遺伝子検査の結果：麻しんウイルス陽性

### 【感染可能期間内に患者が利用した公共交通機関】

患者が利用した日	時間帯（目安）	患者が利用した路線
4月19日（日）	9時00分頃～9時15分頃	J R南武線 登戸駅→武蔵溝ノ口駅
	9時15分頃～9時30分頃	東急大井町線 溝の口駅→二子玉川駅
	19時15分頃～19時30分頃	東急大井町線 二子玉川駅→溝の口駅
	19時30分頃～19時45分頃	J R南武線 武蔵溝ノ口駅→登戸駅

※ 発症の前日から他の人に感染させる恐れがあります。

※ 施設及び公共交通機関への直接のお問い合わせはお控えください。

※ 多数の接触者がいる、又は不特定多数の接触者がいる可能性がある施設等については、広く情報提供するため施設名等を公表しています。

※ 行動歴調査等から特定された接触者には個別に対応しています。

### 【麻しん発生状況】

(件)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
川崎市	0	0	1	0	2	22 <sup>※1</sup>
全国	6	6	28	45	265	299 <sup>※2</sup>

※1 令和8年4月27日時点（本件を含む）。なお、件数には、接触者が特定できているため、個別の公表を行わなかった事例を含む。

※2 暫定値 令和8年4月15日時点（国立健康危機管理研究機構）

## 【市民の皆様へ】

- ・麻しんウイルスの感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染で、感染力は非常に強いと言われています（症状等は別添リーフレットを御参照ください）。
- ・麻しんの効果的な予防方法は、ワクチンの接種です。
- ・現在、海外渡航歴のない方を含めて麻しんの報告が増えています。麻しんの免疫を十分に保有していない場合は、患者と接触後、潜伏期間（平均10～12日）を経て発病する可能性がありますので、御注意ください。
- ・施設や公共交通機関を同じ時間帯に利用された方で、麻しんを疑う症状が出た場合は、必ず事前に医療機関に連絡の上、受診してください。
- ・受診の際は、周囲の方に感染させないように、公共交通機関の利用を避けてください。

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、患者及び患者家族等については、本人等が特定されることがないように、格段の御配慮をお願いします。

《問合せ先》

川崎市健康福祉局保健医療政策部  
感染症対策課 神庭（かにわ）  
電話：044-200-2441

# 麻疹（はしか）に注意しましょう！！

平成27年3月に、WHO（西太平洋地域事務局）により、「日本は麻疹の排除状態である」ことが認定されましたが、現在、海外渡航歴のない方を含めて麻疹の報告数が増加しています。

- ◎麻疹は感染力が強く、麻疹に免疫がない方が感染すると、ほぼ100%発症します。
- ◎麻疹は、発症する1日前から**解熱した翌日を1日目として3日間を経過するまで**周囲への感染力があるため、麻疹に免疫がない方は公共の場所等で気付かないうちに麻疹に感染している可能性があります。

## 麻疹とは？

### ◎典型的な症状

咳・鼻水・くしゃみ・結膜充血等

38℃～39℃以上の発熱

発疹（いったん熱が下がった後、高熱と共に出現することが多い）

症状の出現する1日前から発疹消失後4日くらいまで

（または解熱後3日くらいまで）周りの人に感染させる力があります。

### ◎感染経路

空気感染、飛沫感染、接触感染

### ◎潜伏期間

7～18日（10～12日が一般的ですが、最長21日程度）

### ◎予防方法

麻疹含有ワクチンの接種



母子健康手帳などでワクチン接種歴を確認しましょう！！  
明らかなり患歴がなく、ワクチン接種歴もない方は、感染するリスクが高いです。  
確認できない方は、ワクチンの接種を検討して下さい。

麻疹が疑われる場合、必ず事前に電話をしてから医療機関を受診しましょう。なお、受診の際はマスクを着用し、公共交通機関等の利用を避けるようお願いします。

お困りのことがありましたら、お住まいの住所地の区役所衛生課まで御相談ください。

感染症の相談・問合せ先（平日：月～金 8:30～12:00 13:00～17:00）			
川崎区役所衛生課	201-3223	幸区役所衛生課	556-6682
中原区役所衛生課	744-3280	高津区役所衛生課	861-3321
宮前区役所衛生課	856-3265	多摩区役所衛生課	935-3310
麻生区役所衛生課	965-5163		

令和8年4月更新